

# 令和3年度強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）実施要領

## 1 目的

（基礎研修）

強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的として、研修を実施する。

（実践研修）

強度行動障害を有する者に対し、適切な支援計画を作成する職員の人材育成を目的として、研修を実施する。

## 2 主催

群馬県

なお、この研修の実施は、学校法人昌賢学園に委託する。

## 3 研修期間

基礎研修：令和4年3月23日（水）、3月24日（木）（全2日間）

実践研修：令和4年3月28日（月）、3月29日（火）（全2日間）

## 4 会場

前橋合同庁舎 群馬県地域防災センター 2階

（前橋市上細井町2142-1 群馬県前橋合同庁舎敷地内）

## 5 研修内容

別紙「令和3年度強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）プログラム」のとおり。

## 6 受講対象者

（基礎研修）

障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者。

（実践研修）

基礎研修を修了した者のうち、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者。

## 7 受講定員

基礎研修50名、実践研修50名とする。

受講申込者が定員を超えた場合は、調整し受講者を決定する。

## 8 修了証書の交付

研修の全課程を修了した者には、修了証書を交付する。

## 9 その他

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、研修を中止する場合がある。